

住宅リフォーム補助事業Q&A

(平成28年5月25日改正)

Q1. 故障した固定式ストーブの修理費用は対象となるか？

A. 主な内容が修理費用だけの申請は対象としませんが、住宅リフォームと併せて工事を行う場合は対象とします。(修理費用の割合が全体費用の10%未満まで)

Q2. 故障した換気扇の修理費用は対象となるか？

A. Q1の回答と同様です。

Q3. 中古住宅を購入しリフォームしたいが、補助してもらえるか？

A. 申請時点で補助金交付の対象条件に該当すれば、補助申請することができます。

Q4. 住宅に併設した車庫のシャッター取替は対象となるか？

A. 車庫のシャッター取替工事は町内の事業者でなく専門工事店の施工となるので、補助の対象工事から除外します。

Q5. 住宅に併設した車庫や物置に営業用の車や物品も入っているが対象となるか？

A. 住宅用の車庫や物置としてのみ利用している場合以外は、併設の車庫・物置等は全て補助の対象工事から除外します。

Q6. 水洗化工事に伴う配水管敷設に、舗装の復旧が必要となるが対象となるか？

A. 対象となる工事は掘削から埋め戻しまでとし、砂利の敷均し、舗装取壊し・復旧に係る費用は補助の対象工事から除外します。(外構工事と見なします)

Q7. 一部分を町外業者が工事する場合は対象となるか？

A. 下請け工事として、一部分を町外の業者が行うことはかまいません。

Q8. 工事の内容を変更したが手続きは必要か？

A. 内容が変わったら、必ず変更承認申請書を提出して承認を受けてから工事をしてください。承認無く変更した場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

Q9. 平面図や立面図が無いが申請できるか？

A. リフォームの内容が確認できる図面は必ず必要ですので、無い場合は作成してください。

Q10. 受付は先着順か？

A. 受付は先着順で行います。補助金交付額が予算額に達した場合は申請受付を終了する場合があります。

Q11. 施工業者が代理で申請できるか？

A. 申請者が施工業者へ申請手続きを委任することはできますので、代理人が申請する場合は、委任状を提出してください。

Q12. 建設業許可の無い業種を施工できるか？

A. ~~建設業法では、軽微な建設工事の場合の適用除外規定がありますが、この事業については許可の無い業種は施工できないものとします。~~ 施工できます(平成28年5月25日改正)